

民主党議員立法「児童手当法の一部改正案骨子」(子ども手当法案)について

(中間報告案)

2006年2月15日

ネクスト子ども政策担当 小宮山洋子

第一 題名の改正

題名を「子ども手当法」に改めるものとする。

第二 目的

この法律は、児童を養育している者に子ども手当を支給することにより、児童の養育に係る経済的負担の軽減を図るとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的とするものとする。

第三 支給要件

子ども手当は、十五歳に達する日以後最初の三月三十一日までの間にある児童(以下「支給要件児童」という。)を監護し、かつ、これと生計を同じくする父又は母等に対し支給するものとする。

第四 所得制限

子ども手当の支給に関し所得制限は設けないものとする。

第五 子ども手当の額

子ども手当は、月を単位として支給するものとし、その月額を支給要件児童一人につき一万六千円とするものとする。

第六 認定

公務員を含め、子ども手当の支給要件に該当する者は、子ども手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び子ども手当の額について、住所地の市町村長の認定を受けなければならないものとする。

第七 子ども手当に要する費用の負担

子ども手当に要する費用は、その全額を国庫が負担するものとする。

第八 施行期日等

- 1 この法律は、平成十八年四月一日から施行するものとする。
- 2 国は、子ども手当に要する費用を賄うための安定した財源を確保するため、所得税に係る扶養控除等の改廃その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 3 子ども手当に要する費用については、第七にかかわらず、当分の間、その百分の九十二に相当する額を国庫が負担し、その百分の二・五に相当する額を都道府県及び市町村がそれぞれ負担し、その百分の三に相当する額を事業主からの拠出金をもって充てるものとする。
- 4 その他所要の規定を整備するものとする。